

会議案第 1 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)9月25日

提出者 獅 山 向 洋

賛成者 辻 真理子

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例(昭和38年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

城内観覧料

区分		観覧料	玄宮園のみの観覧料
個人	一般	1,000円	200円
	小中学生	200円	100円
団体	30人以上	一般	900円
		小中学生	180円
	100人以上	一般	800円
		小中学生	160円
	300人以上	一般	700円
		小中学生	140円

備考 上記の金額は、1人1回当たりの金額とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。